

1970 (昭和45) 年

1.4～5 冬の組合学校

- 1.24 就業規則問題について団体交渉申し入れ。
- 1.29 野引勇担当理事名で団体交渉事項となりえないと回答。
- 2.1 組合員中心の中央図書館閉鎖、職員休職決定
- 2.4 都労委へ年末一時金「確認書」問題で不当労働行為救済の申し立てを行う。
- 2.16 就業規則問題について「公開質問状」を手渡す。
- 2.19 本部図書館問題について団体交渉申し入れ。本部図書館の一時閉鎖、図書等の各学部図書館への移管、図書館職員の休職、配置転換等の通知に関して。
- 2.24 東京都地方労働委員会（塚本重嶺会長）に「(1) 団交拒否 (2) 支配介入 (確認書問題) (3) 不当差別待遇の不当労働行為救済」申し立て。
- 2.28 昭和44年度末手当要求書提出。(本俸+家族手当) × 1ヵ月 + 10,000円 昭和45入試手当要求書提出。部科校及び個人間の格差をつかないこと。昭和44年度の医学部一律7,000円、明誠高は一律15,000円のみであった。
- 3.4 本部図書館問題についての団体交渉申し入れ。
- 3.5 昭和44年度末一時金と昭和45年度入試手当についての団体交渉。
大学側は、従来の期末手当を期末賞与としたい。賞与という以上は信賞必罰の査定を行う。金額は大学1ヵ月、高校0.8ヵ月をわくとし、赤字の高校は0ヵ月もやむをえない、という指示を出す。
- 3.7 地裁、三役解雇問題。第4回口答弁論。大学側証人による解雇理由の結論終了。
- 3.1 東北工業高校の全教職員に対し、学校の必要とする一切の処置に従うという「誓約書」への署名を強要、翌々日組合は、提出拒否し、外木校長に対して「誓約書の白紙撤回」を要求、工学部支部が「声明文」を出す。理事会の指令ではないと団交で回答。
- 3.17 野引担当理事名で「期末賞与に関する第3回団体交渉の日取りについて」。組合員名簿の提出を要求。20日団交で金額了承、大学は査定に固執。
- 3.23 野引担当理事名で査定を行う「期末賞与支給等に関する通知」をめぐって、数度の団交や文書のやりとり、4.4に大学側は、意見が一致しないので、方針通り査定を行って支給する、との通知。
- 3.25 都労委、第1回調査。ベ・ア差額支給時提出要求の「私は組合員ではない」旨の確認書について。
大学側は、認否の書証と理由書の提出は5.15でないとできないと主張。
- 3.28 私大教連大学部第1回教研集会。4人を派遣。私大16校(18組合)102名参加。
- ※4.1 私立高校授業料軒並み値上げ。公立(月800円)の5.8倍に。
- 4.7 「金子進氏の身分に関する団体交渉申し入れ書」提出。人事給与委員会が「人事を慎重、しかも公正に行うことを保証する」と4.6回答書中にあるが、具体的に説明がないので重ねて出頭を拒否し、再度団交を申し入れる。
- 4.11 148号記事「不当解雇第一回審問〔都労委〕4月22日に決まる。
日本大学人事・給与委員会委員長蟹江茂男理事より、金子進教諭に出頭要請、この件で団交要請するが応じず。
- 4.13 全支部で年度末手当が支給、「明誠高校0.4ヵ月、櫻丘高校0.4～0.5ヵ月などという高校差別、および、本部、郡山などで個人査定による差別があり、救援のためのカンパ活動をおこなう。団体交渉開催で組合側の出席人数を9名と指定される。
- 4.16 桧山委員長他5人が明誠高校を訪ね、金子執行委員の解雇上申について学校当局に対して抗議。校長が不在で、大場副校長、保坂教頭心得、事務長心得の三人が応待。
- ※4.17 日本大学明誠高校教諭金子進解雇(昭和50年9月和解〔90年史〕)。
- 4.18 春闘勝利討論集会(於: 労金ホール)
- 4.20 149号記事「金子氏から授業取り上げ」。理由: ①学校行事に出席しない、②教科書を使用しない授業をやった、③年休のとり方が悪いとの答え。
記事『日大共済財団規程』大中改正、組合の努力実る。『退職特別慰労金』が全財団員に支給される様になった。財団資金貸付が、15年以上勤務者への住宅貸付の場合、退職金の8割(これまでは2分の1)となった。」
- 4.20 春闘勝利討論集会。
- 4.22～4.24 都労委。桧山、片岡、立田三役員に係わる不当労働救済(解雇)の第1、2回審問。20億円追求、理事退陣要求、授業強行再開、寄付行為改正などについての組合の態度を述べ、「大学の名誉を毀損」したのは大学自身と主張。また、教授会他の教職員団体も理事退陣要求を出した事実を挙げると、大学側は法学部教授会の退陣要求決議文提出のみを認め、他は否認。
- 4.24 高梨理事長名で金子執行委員へ解雇通知。
- 4.30 高梨理事長あてに日本大学教職員組合名で「抗議文」
昭和45入試手当協定締結。大学1.0ヵ月、医学部0.42ヵ月、高校0.5ヵ月。
- 5.17 青婦部レクレーション 西武園狭山湖
- 5.19 第11回中央委員会。扶助委員会から提案された金子進氏への扶助を全員一致で可決。

- 5.23 春闘勝利総決起集会。於：全電通会館。集会後、街頭デモをして、お茶の水、水道橋駅にて不当解雇についてビラをまき、街頭カンパ（約30分。1万円余集める）活動。
- 5.31 第5回定期総会。於：（於：労金ホール）。委員長 桧山和彦
- 6.8 地裁。三役員不当解雇問題第5回審訊（口頭弁論）。大学側は、姫野施設三課長補佐と宇佐見就職部長を証人として、桧山・立田両氏の勤務状況について立証を試みる。
- 6.18 「昭和45年度ベ・ア等に関する団体交渉の申し入れ書」提出。
大学教職員と高校教職員の給与に差別に関し、「経理上」「教育上」の理由を問う。
- 6.19 昭和45年度ベ・アに関して、これ以上の交渉は無意味であり、組合の質問に対しては文書で22日に回答する、と口頭で回答。
- 6.22 野引担当理事名で、大学教職員と高校教職員のベ・アに格差などはあるが、時日の経過を望まないの、大学教職員 本俸10%プラス1,600円、高校教職員 本俸8%プラス6,000円を「了承」する。
- 6.26 都労委。金子進証人に対する大学側弁護士の反対審問。
昭和45夏季一時金要求提出。（本俸+家族手当）×3.0ヵ月+一律10,000円。
- 6.30 ベ・ア事務折衝後、大学側が新賃金体系を明らかにする。職能職階制。
- 7.4 都労委。金子進証人に対する大学側弁護士による反対尋問。
昭和43年6月から9月頃までの学内の動向（体育系学生の殴り込み、各学部教授会の決議などは存在しなかった）について大学が実情否定。
- 7.7 地裁。古坂荘一郎宮繕管財部次長が桧山氏についてウソの証言。
- 7.8 昭和45夏季「賞与」について交渉の合意に基づき菅野一担当理事の間に「確認書」および「覚え書」を交換。
（本俸+家族手当）×2.3ヵ月（大学）、（本俸+家族手当）×2.0ヵ月（高校）
[大学側は「信賞必罰」条項を撤回]
- 7.9 野引担当理事名で「昭和45夏季賞与支給実施に関する通知」：「査定を行い支給」。
- 7.15 「『昭和45夏季賞与支給実施に関する通知』についての回答書」。組合は「基本的態度として査定に反対である」が「通常勤務での遅刻、欠勤の客観的であること以外での一方的査定通知による組合員にたいする不当な差別・査定については断固闘う」。
- 7.20 福島地裁郡山支所。加藤教授解雇問題第1回証人尋問。
- 8.1 都労委。金子進証人に対する大学側弁護士による反対尋問。
- 8.7~8.8 執行委員会研修会。於：日大塩原研修会館。
以後、総会後の執行委員会合宿研修会が恒例となる。
- 8.9~8.11 夏の組合学校。於：日大塩原研修会館。学習テーマ（全休会・分科会）「わたしたちの組合学校」「新賃金体系」「職場新聞活動」「自然科学について」「公害問題」「組合活動と仕事」「愛について」他）子太郎ヶ淵までのハイキング：総括集会。
- 9.7 地裁。
- 9.14 都労委。
- ※9 本部、医学部、農獣医学部、理工学部等で、職員を対象に「職務申告票」を配付。
- 10.3 青婦部お月見ハイク高尾山
- 10.6 高梨理事長あて職務申告票についての団体交渉申し入れ。
- ※10.16 常任理事に野引勇・柴田勝治就任。
- 10.22 「職務申告票」説明会〔「団交拒否」に代えて〕。於：大学本部第三会議室。大学側渡辺人事部長他。
配転の参考とするため。来年は教員全員に出してもらおう。書いた事を不利益処分口実にはしない。
- 11.7 第1回教育研究集会。於：教育会館。テーマ「中教審答申と公費助成をめぐる」「付属高校の実態と、あるべき方向」「日大の医療の現状と日本の医療」
- 11.18 「昭45年末一時金要求書」提出。（本俸+家族手当）×3.5ヵ月+一律50,000円
- 11.21 「昭45年末『賞与』協定」締結。（本俸+家族手当）×2.9ヵ月+一律7,000円
「但し、各高等学校所在の都道府県から人件費助成金を受けている場合、（イ）本俸および家族手当の2ヵ月とする、（ロ）右助成金が1ヵ月未満の場合は、1ヵ月に不足する金額を加算」する。野引常任理事と「開校八〇年記念に関する確認書」交換。開校八〇年記念として、（本俸+家族手当）の1ヵ月分。
教職員組合福島久一・大学労務担当窓口中村泉美間で「覚え書」を交換。
「1. 昭和45年度の年末受給額は、教職員の生活改善等を考慮して、教職員に対し、本俸プラス家族手当の4ヵ月分を支給することで意見の一致をみたことを確認する。
1. 昭和45年度末賞与は、大学と高校の間に差別をしないようにしたい。
1. 昭和46年度昇給（ベ・ア）についても右記の考えで努力したい。
1. 公費助成の扱いについては、本来の趣旨を尊重するように考慮する」
- 12.5 工学部（郡山）で「夏期休暇中における出勤日に、出勤簿に印を押さなかった」理由に「賞与」の差別支給。
- 12.19 団体生命共済発足。加入者78名。